



# 島根県報

平成19年3月30日(金)

号外第33号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

人委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

## 人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第14号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項を次のように改める。

本庁	政策企画局長 部長 技監 統括政策企画監 次長 参事 医療統括監 管理監 副出納長 政策企画監 課長 室長 センター長 副政策企画監(庶務担当に限る。) 上席調整監(公立大学法人島根県立大学(以下「県立大学」という。)に派遣されているものに限る。) 調整監(庶務担当及び県立大学に派遣されているものに限る。) 統括林業普及員 課長代理 グループリーダー(庶務担当並びに人事課及び財政課に限る。) 企画幹(交通対策課の庶務担当及び人事課並びに県立大学に派遣されているもの(県立大学の総務課長及び管理課長の職にあるものに限る。)に限る。) 秘書グループリーダー 法令グループリーダー 庁舎管理グループリーダー 企画調査グループリーダー(農村整備課に限る。) 守衛長 防災航空管理所長 人事課(保健グループを除く。)の主幹、企画員、主任及び主任主事
----	---

別表知事部局の部隠岐支庁の項中「企画幹(福祉事務所の庶務担当に限る。)」を削り、同部県立大学の項から看護短期大学の項まで、中央病院の項及び湖陵病院の項を削り、同部農林振興センターの項中「総合調整監」を削り、同部農業技術センターの項中「加工グループ課長」を「加工グループ科長」に改め、同部九州事務所の項を削り、同表教育委員会事務局部局等の部本庁の項中「参事」を「参事 管理監」に改め、同部埋蔵文化財調査センターの項中「所長」を「所長 調整監」に改め、同部青少年の家の項中「総務グループ課長」を「課長(庶務担当に限る。)」に改め、同部古代出雲歴史博物館の項中「調整監」を削り、同部博物館の項を削り、同部盲ろう学校の項中「盲ろう学校」を「特別支援学校」に改め、同部養護学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

